



発行 新潟県

第75号

令和8年9月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 760 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定（福祉保健総務課）
761 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更（福祉保健総務課）
762 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止（福祉保健総務課）
763 道路の区域変更（道路管理課）
764 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

公 告

第50期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦（しごと定住促進課）

告 示

◎新潟県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アグリホームクリニック さんじょう	三条市嘉坪川一丁目2番22号 マリンコデラビル1階	令和8年9月1日
塚田こども医院サテライト・クリニック	上越市西城町一丁目4番33号	令和8年9月1日
すみよし調剤薬局	上越市住吉町63	令和8年8月1日

◎新潟県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションあやめ新発田	新 新発田市富塚町2丁目3-18 ロードテックビル2階 A号室	令和8年9月1日
	旧 新発田市富塚町2丁目3-18 長谷川ビル2階	

◎新潟県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
にしむら女性クリニック	長岡市新保6-86	令和8年7月31日
すみよし調剤薬局	上越市住吉町63番地	令和8年7月31日
野田歯科医院	新発田市佐々木164番地	令和8年8月27日

◎新潟県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 塚山小国線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市塚野山字中村787番5から	新	5.5～19.3メートル	43.3メートル
同市塚野山字中村787番1まで	旧	5.5～15.5メートル	43.3メートル

◎新潟県告示第764号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和8年9月25日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日
令和8年9月3日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○廃止した部分（令和2年12月2日指定）		
小千谷市大字千谷字細谷内乙92番1の内、乙98番2、乙98番3	6.00	95.65
小千谷市大字千谷字細谷内乙92番1の内	転回広場	29.00平方メートル

公 告

第50期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について（公告）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第50期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和8年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

第50期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

1 労働者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる労働組合

新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 使用者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる団体

新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 提出書類

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書（横書きのもの） 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働部しごと定住促進課

4 推薦期間

令和8年9月25日（金）から同年11月19日（木）まで

5 その他

公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推薦書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
団体名
代表者氏名

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、
労働者委員
新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。
使用者委員

記

(ふりがな) 氏 名	年齢	(労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位 (使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。